

平成26年度における指定管理者の指定について

現在の指定管理者に公の施設の管理を行わせる指定の期間が平成27年3月31日に満了する公の施設(58施設)で、平成26年12月に市議会の議決を得て、平成27年度より公の施設の管理運営を行う指定管理者を指定した公の施設について、その概要をお知らせします。各公の施設の詳細につきましては、各公の施設の所管課へお問い合わせください。

1 指定管理者を公募して指定した公の施設 (15施設)

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間	所管課
月ヶ瀬農畜産物処理加工施設	指定管理者制度	奈良市月ヶ瀬ふるさと振興会	奈良市月ヶ瀬ふるさと振興会	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで(5年間)	月ヶ瀬行政センター地域振興課
ロマンピア月ヶ瀬	指定管理者制度	ロマンピア月ヶ瀬管理運営組合	ロマンピア月ヶ瀬管理運営組合	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで(5年間)	月ヶ瀬行政センター地域振興課
梅の里ふれあい館	指定管理者制度	尾山自治会	尾山自治会	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで(5年間)	月ヶ瀬行政センター地域振興課
ボランティアセンター	指定管理者制度	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで(3年間)	協働推進課
鴻ノ池陸上競技場等3施設 ※施設詳細は別紙参照	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	長谷川体育施設・キタイ設計グループ	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで(5年間)	スポーツ振興課
南部生涯スポーツセンター等6施設 ※施設詳細は別紙参照	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	ミズノ・奈良市総合財団グループ	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで(5年間)	スポーツ振興課
月ヶ瀬粉末茶加工施設	新設	-	月ヶ瀬粉末茶加工組合	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで(3年間)	月ヶ瀬行政センター地域振興課
奈良町にぎわいの家	新設	-	奈良町にぎわいの家管理共同体	開館の日から平成32年3月31日まで	奈良町にぎわい課

2 指定管理者を公募せずに指定する方針の公の施設 (43施設)

■管理運営において事業の継続性や専門性、市の施策との一体性が必要とされる公の施設であって、他の団体によっては施設の設置の目的の達成又はその他の市の施策の推進に重大な支障をきたすため、管理運営できる団体が特定される公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節①参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間	所管課
ならまちセンター	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで(3年間)	文化振興課
入江泰吉記念奈良市写真美術館	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで(5年間)	文化振興課
音声館	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで(3年間)	文化振興課
なら100年会館	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで(3年間)	文化振興課
杉岡華邨書道美術館	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで(5年間)	文化振興課
美術館	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで(3年間)	文化振興課
中央体育館等6施設 ※施設詳細は別紙参照	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで(5年間)	スポーツ振興課
西部生涯スポーツセンター等19施設 ※施設詳細は別紙参照	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで(3年間)	スポーツ振興課

■地域の住民の利用に供することや地域の振興・活性化を主たる目的とした比較的小規模な公の施設であって、当該地域の住民で組織された団体に管理を行わせることがふさわしいため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節②参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者			指定の期間	所管課
		現在の指定管理者	指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間		
月ヶ瀬梅の資料館	指定管理者制度	公益財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会	公益財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで(5年間)	月ヶ瀬行政センター 地域振興課	
共同浴場						
東之阪共同浴場	指定管理者制度	東之阪町自治会	東之阪町自治会	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで(3年間)	人権政策課	
西之阪共同浴場	指定管理者制度	西之阪町自治会	西之阪町自治会	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで(3年間)	人権政策課	
横井共同浴場	指定管理者制度	横井町自治連合会	横井町自治連合会	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで(3年間)	人権政策課	
古市西共同浴場	指定管理者制度	古市町自治連合会	古市町自治連合会	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで(3年間)	人権政策課	
杏中共同浴場	指定管理者制度	杏中町自治会	杏中町自治会	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで(3年間)	人権政策課	
都跡地域ふれあい会館	新設	—	都跡地区自治連合会	開館の日から平成31年3月31日まで	地域活動推進課	

■その他市長又は教育委員会が指定管理者の公募を行うことが適当でないと認める特別の事情があるため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節③参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者			指定の期間	所管課
		現在の指定管理者	指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間		
西部会館駐車場	指定管理者制度	奈良市市街地開発株式会社	奈良市市街地開発株式会社	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで(3年間)	西部出張所総務課	
なら100年会館駐車場	指定管理者制度	奈良市市街地開発株式会社	奈良市市街地開発株式会社	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで(3年間)	文化振興課	
JR奈良駅第1駐車場、JR奈良駅第2駐車場	指定管理者制度	奈良市市街地開発株式会社	奈良市市街地開発株式会社	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで(3年間)	土木管理課	
勤労者総合福祉センター	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで(3年間)	商工労政課	
名勝大乗院庭園文化館	指定管理者制度	株式会社奈良ホテル	株式会社奈良ホテル	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで(5年間)	文化振興課	

鴻ノ池陸上競技場等3施設

施設の名称			
1	鴻ノ池陸上競技場	3	鴻ノ池コート
2	鴻ノ池球場		

南部生涯スポーツセンター6施設

施設の名称			
1	南部生涯スポーツセンター体育館	4	南部生涯スポーツセンター多目的コート
2	南部生涯スポーツセンターコート	5	柏木球技場
3	南部生涯スポーツセンター球技場	6	柏木コート

中央体育館等6施設

施設の名称			
1	中央体育館	4	中央第二武道場
2	中央第二体育館	5	弓道場
3	中央武道場	6	鴻ノ池相撲場

西部生涯スポーツセンター他19施設

施設の名称			
1	西部生涯スポーツセンター体育館	11	平城第一コート
2	西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	12	平城第二コート
3	黒谷コート	13	青山コート
4	西部生涯スポーツセンターコート	14	佐保山コート
5	黒谷球技場	15	平城第一球技場
6	西部生涯スポーツセンター球技場	16	平城第二球技場
7	西部生涯スポーツセンターゲートボール場	17	中ノ川球技場
8	西部生涯スポーツセンタークラブハウス	18	登美ヶ丘球技場
9	緑ヶ丘球場	19	奈良阪球技場
10	青山プール		